



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

Title	遊休農地の畜産的利用(中井健一先生退官記念)
Author(s)	小栗, 克之; 陳, 暎紅
Citation	[岐阜大学地域科学部研究報告] no.[8] p.[1]-[12]
Issue Date	2001-02-25
Rights	
Version	岐阜大学地域科学部 (Faculty of Regional Studies, Gifu University) / 岐阜大学連合農学研究科 (The United Graduate School of Agricultural Science, Gifu University)
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/4484

この資料の著作権は、各資料の著者・学協会・出版社等に帰属します。

遊休農地の畜産的利用

小栗克之*、陳 曉紅**

* 岐阜大学 地域科学部

** 岐阜大学大学院 連合農学研究科

Utilization of the Idle Agricultural Land for Livestock Raising

Katsuyuki OGURI*, Xiao Hong Chen**

* Faculty of Regional Studies, Gifu University

**The United Graduate School of Agricultural Science, Gifu University

1. はじめに

現在、わが国の農村では過疎化や高齢化が進み、遊休農地（不作付地^{注1}や耕作放棄地^{注2}）など、過去1年間以上の間、不作付の状態になっている農地が増えつつある。なかでも耕作放棄地の増加は著しい。他方、肉用繁殖牛農家に端的にみられるように、頭数規模を拡大している畜産農家は自作地の狭小さから自給飼料が不足し、放牧場や採草地の利用適地を求めている。

そこで、本研究では①遊休農地の実態、②その畜産的利用（採草や放牧）の条件、③遊休農地の畜産的利用を促進する方法を明らかにすることを目的とする。

研究方法は、統計資料や文献の収集と分析、及び聞き取り調査による。

2. 遊休農地の実態と飼料作利用の条件

農業センサスによって、わが国の遊休農地の推移を表1に示した。1975年から1985年にかけては、遊休農地は減少している。とくに不作付地の減少が著しい。しかし、1985年を境に遊休農地は増加に転じている。とくに、耕作放棄地の増加が著しい。1995年には、遊休農地は327千haとなり、全経営耕地面積の7.9%を占める。不作付地と耕作放棄地はほぼ半々である。1975年には不作付地が耕作放棄地の約2倍の面積があったが、その後、耕作放棄地の増加率が高く、20年後の1995年現在では、ほぼ相半ば（各々約16万haであり、全経営耕地面積の約4%を占める）することになった。

なお、遊休農地の発生要因としては、全国農業会議所のアンケート調査（1998年）によると、「高齢化・労働力不足のため」が第1位であり、第2位は「傾斜地等で土地条件が悪い」ためである。第3位は「地域内に農地の引き受け手がないため」であり、第4位が

「道路条件が悪く、通作に不便なため」である。

表1 耕作放棄地及び不作付地の推移

単位：千 ha

	1975	1985	1990	1995
不作付地 ¹⁾	210	140	160	165
耕作放棄地 ²⁾	99	97	151	162

資料：農林水産省編「農業センサス」

注1)「不作付地」とは、過去1年間作付けしなかった田畑。

2)「耕作放棄地」とは、過去1年間作付けをせず、この数年の間、再び耕作する意志のない土地。

地域別に遊休農地の実態をみると、表2に示したように、1995年現在では都市的地域や平地農業地域では不作付地面積割合（4.2%）が高く、中山間農業地域では耕作放棄面積割合（5.5%）が高いといえる。中山間農業地域では、耕作放棄地の面積割合が高い主な理由として、高齢化がより進んでいること、及び土地条件が悪いことがあげられる。土地条件についていえば、圃場が零細で分散し、かつ傾斜があったり、農道が狭く軽トラックやトラクターが入りにくいなどの諸点がある。

表2 耕作放棄地及び不作付地の面積（1995年）

単位：千 ha、%

	経営耕地 面積	耕作放棄 地面積	不作付地 面積
都市的地域・ 平地農業地域	2,545 (100.0)	75 (2.9)	107 (4.2)
中間・山間 農業地域	1,575 (100.0)	87 (5.5)	58 (3.7)
全 国	4,120 (100.0)	162 (3.9)	165 (4.0)

資料：農林水産省編「1995年農業センサス」

全国農業会議所が1998年に実施した「遊休農地の実態と今後の活用に関するアンケート調査結果」をもとに、遊休農地を飼料作として活用する場合の条件についてみよう。ただし、ここでは酪農家を対象に集計・整理したものである。

最初に、現在の遊休農地に対する畜産農家の意識についてのアンケート結果を表3に示す。そこで、飼料作への取り組みに対して前向きな回答を示したのは、全体では43.7%であり、岐阜県ではやや低く32.1%である。その内、遊休農地の条件がよければ、飼料作を拡大したいという畜産農家が全体では36.9%あり、遊休農地を積極的に活用して飼料作を拡大したいとする農家はわずか6.8%にすぎない。このことは、遊休農地を飼料作に利用し

ようとする場合、その土地条件が大きな問題になることを示している。岐阜県の場合には、遊休農地の土地条件が全国平均よりも厳しいことを上記の回答が示しているともいえよう。「個人では負担が大」、「優遇措置により検討」という回答が全体で16.8%あるが、これは飼料作用の機械費や借地料、土地改良などへの政策的補助を期待した経済的條件の整備が必要ということであろう。以上のことから、遊休農地の土地条件や飼料作利用のための経済的條件を整えるならば、遊休農地を活用して飼料作を拡大したいという畜産農家が全体的には60.5%（岐阜県では47.9%）あり、約6割の畜産農家が前向きに考えているともいえよう。

表3 遊休農地を活用した自給飼料作の考え方（複数回答）

単位：戸、%

	飼料作 の拡大	条件が 良ければ拡大	個人で は負担 が大	優遇措 置によ り検討	条件が 悪く活 用不可	活用し ない	無回答	合計
調査農家 全体	91 (6.8)	495 (36.9)	87 (6.5)	139 (10.3)	79 (5.9)	359 (26.7)	152 (11.3)	1,402 (104.4)
うち 岐阜県	14 (5.0)	76 (27.1)	22 (7.9)	22 (7.9)	17 (6.1)	102 (36.4)	37 (13.2)	290 (103.6)

資料：全国農業会議所「畜産農家における土地集積の実態・意向調査結果報告書」
1998年、より作成。

土地条件というとき、機械を利用して飼料作を行う場合、重要な点は、①土地のまとまり（機械を効率的に利用する面積）と、②圃場までの距離、③トラクターや軽トラックが入る程度以上の農道の存在である。

土地のまとまりについていえば、30a以上が機械の効率的作業の目安とされるが、中山間地の遊休農地の場合、零細分散圃場が多く、厳しい条件といえる。10a以上の圃場整備がなされている遊休農地は、約15%（全国農業会議所のアンケート結果）にすぎないからである。また、農道にしても軽トラックが入れないような農地が耕作放棄地となっている場合が多い。さらに、借り入れ対象の遊休農地と借り入れを希望する畜産農家との距離が離れていて「利用したいが、利用できない」ということも岐阜県内の現地調査ではよく聞かれた。

とはいえ、前述の全国農業会議所のアンケート結果によると、遊休農地のうち、3割強は容易に農業的活用ができるとされる。

表4は、現在借り入れている農地への自宅からの距離を聞いたものであるが、1km未満がもっとも多く、全体の42.5%を占める。ついで、1～3kmが多く、28.6%である。自宅周辺も含めて3km未満の農地を借り入れている畜産農家は全体の86.8%を占める。岐阜県においても同様な傾向がみられる。このことから、遊休農地を飼料作として畜産農家が利用

しようとする場合、遊休農地が自宅から 3km 未満にあることが望ましいといえる。

表 4 借入農地への自宅からの距離（構成比）

単位：戸、%

	自宅周辺	1 km 未満	1 ~ 3 km	3 ~ 5 km	5 km 以上	合計
調査農家 全体	138 (15.7)	374 (42.5)	252 (28.6)	62 (7.0)	54 (6.1)	880 (99.9)
うち 岐阜県	31 (19.4)	64 (40.0)	45 (28.1)	10 (6.3)	10 (6.3)	160 (100.1)

資料：全国農業会議所「畜産農家における土地集積の実態・意向調査結果報告書」
1998 年、より作成。

つぎに、経済的条件である借地料についてみよう。表 5 に、畜産農家が借り入れている土地の地目別借地料を示したが、調査農家全体でみると、10a 当たり借地料は水田が 15,720 円、畑が 8,762 円、採草放牧地が 4,836 円と大きな格差がみられる。岐阜県の場合には、それほど大きな格差はみられない。とくに、畑と採草地はほぼ同じ借地料水準（6～7 千円）である。いづれにしても、これは酪農家の借地料水準であり、肉用繁殖牛農家の借地料水準はこれより低いといえよう。肉用繁殖牛農家は酪農家に比べて収益水準の低さから、より条件の悪い借地料水準の低い土地を借りざるをえない状況にあると推察されるからである。

表 5 地目別借地料

単位：円、戸

	回答数	10a 当たり 借地料	地目別借地料			
			田	畑	採草放牧地	その他
調査農家全体	703	9,277	15,720	8,762	4,836	7,053
うち岐阜県	101	8,174	9,146	6,122	6,923	17,045

資料：全国農業会議所「畜産農家における土地集積の実態・意向調査結果報告書」
1998 年、より作成。

最後に、遊休農地の貸し手側の理由についてみよう。その点を、表 6 に示した。もっとも大きな理由は、「高齢・農業後継者なし」ということである。調査農家全体では 6 割を占め、岐阜県でも 5 割を占める。その他の理由としては、とくに目立ったものはない。このことは、遊休農地の最大の発生要因である高齢化が、同時に遊休農地の貸し出し要因ともなっているといえよう。

表6 貸し出し理由

単位：戸、%

	回答数	構成比							合計
		高齢・農業後継者なし	負債による営農停止	病気・事故	不便な農地があるため	連作を避けるため	その他	わからない	
調査農家全体	920	61.4	1.2	1.2	3.6	3.0	20.3	9.2	100.0
うち岐阜県	171	50.3	2.3	—	4.1	4.7	24.0	14.6	100.0

資料：全国農業会議所「畜産農家における土地集積の実態・意向調査結果報告書
1998年、より作成。

3. 大家畜経営における飼料自給の動向

飼料作物の作付面積は、昭和40年代には草地の開発、既耕地への作付拡大により畑を中心に急速に増加し、50年代に入っても、水田利用再編対策の実施に伴う田での作付拡大により増加を続けた。しかし、昭和62年（1987年）の1,054千haをピークに減少し、近年は横這い状態にあり、平成11年（1999年）現在で約96万haある（表7）。飼料作物別作付状況を見ると、牧草が全体の85%、青刈りトウモロコシが約10%を占め、両者で全体の95%になる。飼料作物作付面積を地目別にみると、畑が全体の88%を占め、水田（転作田）が12%である。

表7 飼料作物作付面積の推移

(単位：千ha)

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1997	1998	1999
全国	665.9	839.5	1,003.1	1,019.0	1,046.0	980.2	965.6	968.7	960.5
北海道	366.4	530.1	599.1	600.7	613.4	621.7	619.5	619.5	618.2
都府県	299.5	309.3	404.1	418.2	432.1	358.5	346.1	349.2	342.3

資料：農林水産省「作物統計」、「耕地及び作付面積統計」

注：1999年は、見込み。

表8に大家畜経営における飼料自給率の推移（TDNベース）を示したが、平成10年（1998年）で見ると、肉用繁殖牛農家のもっとも高く58.9%（全国平均）であり、ついで酪農が33.7%、肉専用牛肥育が4.6%である。肉用繁殖牛農家の自給率のもっとも高いとはいえ、昭和45年（1970年）当時は81.8%あったものが、平成10年（1998年）には58.9%と、大きく減少している。しかし、近年はほぼ横這い状態にある。なお、濃厚飼料は今日、大部分が輸入飼料であり、粗飼料が上記の自給率を支えている。そのことは、前述のように、わが国の飼料作物の大部分が牧草と青刈りトウモロコシであることからわかる。

表8 大家畜経営における飼料自給率の推移 (TDN ベース)

(単位: %)

区分	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1997	1998	1999	
酪農	全国	49.3	44.7	46.7	41.8	39.6	34.6	35.5	34.0	33.7
	北海道	77.2	74.8	68.8	63.8	60.7	55.4	54.6	53.3	54.2
	都府県	36.2	31.8	33.3	30.6	26.1	20.5	21.0	19.5	18.5
肉用牛	繁殖経営	81.8	71.4	64.6	66.1	63.5	57.8	56.3	57.6	58.9
	肉専肥育	27.9	14.8	11.8	12.7	8.2	6.7	5.2	4.8	4.6
	乳雄肥育	-	-	4.2	5.9	3.6	3.3	1.4	1.4	1.4

資料: 農林水産省「畜産物生産費」、「日本標準飼料成分表」から算出

肉用繁殖牛農家における飼料作物作付面積の推移をみると、1戸当たり作付面積は昭和56年(1981年)が41a、61年(1986年)に60a、平成3年(1991年)に87aと着実に増加している。しかし、肉用牛1頭当たりにもみると、同期間に各々15a、12a、11aと減少している。このことは、肉用繁殖牛農家1戸当たりの飼養頭数が、飼料作物作付面積の増加率よりも高い比率で増加していることを間接的に示しているといえよう。

自給飼料(粗飼料)生産コスト(費用価)と購入飼料価格の推移を表9に示した。平成2年(1990年)から平成10年(1998年)の推移をみると、自給飼料生産コストは全国平均でTDN 1kg当たり70円から50円へ大きく低下(28%の低下)している。これは牧草生産を中心とする大型機械化の普及により労働生産性が著しく向上(そのことは労働費の減少をもたらす)したことを反映しているといえよう。なお、地域別にみると、北海道のコストが都府県のコストよりもかなり低いが(平成10年でみると、前者が46円、後者が62円)、これは北海道の方が飼料生産農家1戸当たりの飼料作物作付面積が都府県よりも著しく広く、大型機械を効率的に利用できることを意味している。

一方、輸入粗飼料(購入粗飼料)価格の動向はどうであろうか。同期間のTDN 1kg当たり価格をみると、ヘイキューブは91円から78円へ(14%の低下)、乾牧草は119円から85円へ低下(29%の低下)している。この低下は為替レートの低下(同期間に約10%の低下)、いいかえれば円高によるところが大きい。為替レートを一定とすれば、輸入粗飼料価格よりも自給粗飼料生産コストの低下が著しく、自給粗飼料の有利性はより高まっているといえる。そのことは、今後への明るい展望を伺わせる。

平成10年現在において、全国平均の自給粗飼料生産コストはTDN 1kg当たり50円であり、輸入粗飼料であるヘイキューブの78円、乾牧草の85円よりもはるかに安い。地域別にみた場合、都府県の自給粗飼料生産コストは62円、北海道は46円であり、いずれも輸入粗飼料価格よりも安い。

表9 自給飼料生産コストと購入飼料価格の推移

(単位：円/TDNkg、円/ドル)

区 分	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
自給飼料生産費用価									
全 国	70	67	56	56	57	53	51	51	50
北海道	60	57	47	48	47	45	45	46	46
都府県	83	79	71	70	77	68	64	65	62
(物財費ベース)									
全 国	58	56	45	44	44	42	40	40	39
北海道	54	51	40	40	39	38	38	39	38
都府県	62	61	50	50	54	51	45	45	43
輸入粗飼料価格									
ハイキューブ	91	89	86	77	75	76	81	81	78
乾牧草	119	116	109	100	84	86	87	89	85
稲わら	135	124	127	122	117	105	109	114	102
配合飼料価格	74	74	67	63	62	58	64	69	70
為替レート	145	135	127	111	102	94	109	121	131

資料：「自給飼料生産費用価」、「配合飼料価格」は、農林水産省「牛乳生産費調査」、

「日本標準飼料成分表」から算出

「輸入粗飼料価格」は、農家段階の価格で自給飼料課調べ

「為替レート」は、東京外国為替市場・銀行間直物取引の中心レート平均

それにもかかわらず、輸入粗飼料が増え続けるのはなぜであろうか。その主な理由としては、畜産農家の経営構造の変化によるところが大きい。経営構造の変化とは、第1に技術革新による家畜飼養頭数規模の拡大と、第2に肉用繁殖牛農家に端的にみられるような経営主の高齢化である。第1の点についていえば、技術革新による家畜飼養頭数の増加は資金力があれば容易であるが、頭数規模拡大に見合う飼料作面積の拡大は困難（団地化された農地の確保は困難）である。したがって、頭数規模の拡大とともに粗飼料自給率は低下する。また、技術革新による頭数規模拡大は飼養労働の生産性を高め、家族労働（家畜飼養労働）1日当たりの報酬を高める。そのことは家族労働を飼料作に振り向けるよりも、家畜飼養に振り向ける方を有利とする。すなわち、飼料作をやめて飼料を購入し、家畜を増頭する方が有利となるのである。第2の点についていえば、零細な肉用繁殖牛農家にみられるように、経営主が高齢化した場合、後継者がいないため、機械作業による飼料生産が困難となり、自給飼料生産が有利であっても、労力の面から購入粗飼料に依存せざるをえない状況が出てくるからである。

4. 遊休農地における採草・放牧利用の効果

前述のように、遊休農地の土地条件は一般的に悪く、大型機械を利用した効率的な飼料生産は困難である。とくに、遊休農地の多い中山間地域には零細な肉用繁殖牛農家が多く、その多くは経営主が高齢化し、後継ぎもない状況である。したがって、遊休農地を利用した採草用の飼料生産はむつかしい。むしろ、採草労力を要しない放牧利用が適している。

舎飼に比べて放牧は、表 10 に示すように労働費を低め、コスト低減になる。表 10 は実態調査に基づく試算である。調査事例の岐阜県の肉用牛放牧農家には全頭放牧はほとんどみられない。すなわち夏の間、受胎の確認されていない繁殖牛は自宅の牛舎に置き（舎飼）、受胎牛を奥山（人里離れた山、一般に公共機関や農協営による放牧場）や里山（集落に近い山、一般に集落の人々の管理による共同放牧場）へ放牧に出している。また、子牛はほとんど放牧せず、繁殖牛のみを放牧する。放牧子牛の市場評価は低くなることが多いからである。このことから、現実には、岐阜県の場合、1/3 放牧か 2/3 放牧が実態に近く、全頭放牧は今のところ多頭農家にはみられない。しかし、試算結果のように、1/3 放牧よりは 2/3 放牧が、またそれよりは全頭放牧の方がよりコスト低減になり、収益性を高め得る。

そのためには、自宅周辺の遊休農地を借りて、放牧に利用することができれば、放牧牛の日常管理が可能となるため、受胎の確認されていない繁殖牛を放牧することができる。受胎確認後の繁殖牛を里山や奥山へ放牧すればよく、遊休農地への放牧はその補完となる。じつは、このような放牧への要求は、繁殖牛飼養規模の大きい農家ほど強い。表 11 にみられるように、繁殖牛飼養規模の拡大とともに放牧農家率が高いことが、そのことを示しているといえよう⁴⁾。

表 10 肉用繁殖牛経営における舎飼と放牧の収益性比較
— 繁殖牛 1 頭当たり —

単位：千円

		舎 飼	放 牧		
			1/3 放牧	2/3 放牧	全頭放牧
費用	購入飼料費	122.7	90.4	60.3	45.2
	自給飼料費	18.5	11.8	8.2	5.8
	家族労働費	172.2	100.4	67.3	50.2
	その他	149.2	132.8	140.0	151.3
	計	462.6	335.4	275.8	252.5
粗収益	子牛販売	327.4	327.4	327.4	327.4
	堆肥販売	17.6	1.3	1.0	0.7
	計	345.0	328.7	328.4	328.1
収益性	純益 ¹⁾	-117.6	-6.7	52.6	75.6
	所得 ²⁾	54.6	93.7	119.9	125.8

資料：岐阜県畜産会編「平成 8 年度 経営コンサルタント結果報告」
を参考に、繁殖牛 30 頭規模の経営を対象に試算して作成。

注 1) 純益 = 粗収益 - 費用

2) 所得 = 純益 + 家族労働費

表 11 繁殖牛飼養頭数規模別農家の放牧状況
— 岐阜県高原地区、平成 8 年 —

頭 数 規模区分	繁殖牛飼養 農家戸数 ①	うち放牧農 家戸数 ②	放牧農家率 ① ÷ ② × 100
1 ~ 9 頭	113 戸	5 戸	4.4%
10 ~ 19 頭	8	3	37.5
20 頭以上	8	6	75.0
合 計	129	14	10.8

資料：東海農政局生産流通部畜産課「平成 8 年度低コスト肉用
牛生産基盤開発調査、農家アンケートより作成。

図 1 は、耕作放棄地となっている水田（棚田）を、肉用繁殖牛農家が借りて放牧している事例（山口県）の放牧効果を示したものである。放牧効果として、①管理労働時間（家畜の飼養管理や飼料作物栽培管理）の節減、②繁殖牛飼養頭数規模の拡大、③子牛生産費の低下等をあげている。その点を図 1 が示している。

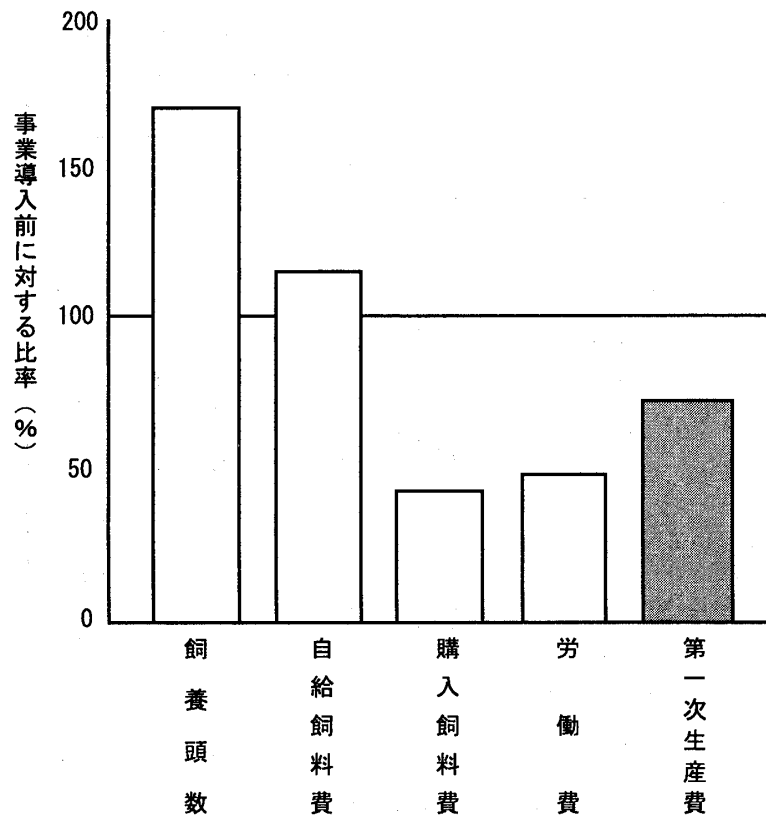


図1 水田放牧普及促進事業の導入によるコスト低減効果
(山口県試算)
資料：芦沢宏之著「山口県水田放牧関連事業のネライと成果」
『現代農業』平成10年4月号

また、山口県油谷郡日置町のK牧場の事例によると、耕作放棄地の水田を借り入れして牛を放牧するようになって、平成8年(1996年)現在で、繁殖牛1頭当たりの労働時間が146時間となり、それ以前(耕作放棄地の水田への放牧を行う前)の180時間に比べて約2割の労働時間の節約になっている。また、生産コストは子牛1頭当たり151千円となり、それ以前の328千円に比べて約半減している。

さらに、岐阜県馬瀬村でも肉用繁殖牛農家が周辺の耕作放棄地(以前は桑園)80aを借地して、放牧を行っている。借地料は米やビールなどで謝礼として渡しているにすぎない。お金の換算すると10a当たり約1,600円であり、前述の酪農家の借地料(畑で8,762円、採草・放牧地で4,836円)よりはるかに安い。そして、放牧によって、経営費は繁殖牛1頭当たり約175千円にすぎず、舎飼農家の経営費275千円に比べて、約36%のコストダウンになっている。

5. むすび

本研究では、①遊休農地の実態、②その畜産的利用(採草や放牧)の条件、③遊休農地

の畜産的利用を促進する方法を明らかにすることを目的として、統計資料や既存の文献を収集・分析するとともに実態調査を行なった。その結果は、以下のように要約できる。

①遊休農地（不作付地や耕作放棄地）は 1985 年を境に減少から増加に転じている。とくに耕作放棄地の増加が著しい。耕作放棄地は中山間農業地域に多く、不作付地は都市的地域や平地農業地域に多い。中山間地農業地域で耕作放棄地が多い理由として、高齢化がより進んでいること、及び土地条件が悪いことがあげられる。

②遊休農地の畜産的利用とその条件についていえば、遊休農地の条件がよければ、飼料作面積を拡大したいという畜産農家が 4 割弱みられる。その場合の条件としては、大別すると土地条件と経済的条件がある。前者の土地条件についていえば、採草地として利用するためには、機械の効率的利用を可能な遊休農地のまとまり（団地化）や傾斜が強くないこと（機械作業のためには 15 度以下）、遊休農地までの距離が近いこと（自宅から 3km 以内）、圃場に入るまでの道路条件（軽トラックやトラクターが入るような道幅）が必要となる。このような土地条件を満たす遊休農地は全国的に約 3 割強ある。後者の経済的条件についていえば、飼料生産用の機械導入費や借地料、土地改良（排水施設や区画整理など）投資などへの政策的補助である。

最後に、③の遊休農地の畜産的利用を促進する方法についていえば、酪農家の場合、採草地利用が中心となるため、②で述べたような土地条件（団地化や道路条件）の整備や経済的な援助（土地改良投資や飼料生産用機械投資に対する政策的援助）が必要である。肉用繁殖牛農家の場合は、中山間地域など土地条件の厳しいところに多く立地していることと、経営主の高齢化が進み、後継者もあまりみられないことから、遊休農地の採草利用よりも放牧利用が適している。

放牧利用は飼料生産労働時間や家畜の飼養労働時間を軽減し、コストの低減効果が大きい。また、土地条件にしても、傾斜があったり、農道が十分整備されていなくても、遊休農地への放牧は可能である。但し、放牧利用する場合、まとまった面積の遊休農地を確保できるかどうかポイントになる。その場合、個人的に土地の売買、貸借契約は進みにくいため、農業委員会による権利調整や農地保有合理化法人などの組織を育成し、それらを利用していく必要がある。

注

- 1) 「不作付地」とは、過去 1 年間作付けしなかった田畑で、この数年の間に再び耕作する意志のある土地。
- 2) 「耕作放棄地」とは、過去 1 年間作付けをせず、この数年の間、再び耕作する意志のない土地。

参考文献

- 1) 芦沢宏之「山口県水田放牧関連事業のネライと成果」『現代農業』平成 10 年 4 月号。
(1998 年)
- 2) 日本草地畜産協会「放牧経営事例集」(1998 年)
- 3) 信岡誠治「遊休農地の実態と農業的利用の可能性」『農業経営研究』第 38 卷 1 号。(2000 年)
- 4) 東海農政局「高原地域、低コスト肉用牛生産基盤開発調査報告書」(1998 年)
- 5) 全国農業会議所「平成 9 年度 畜産農家における土地集積の実態・意向調査結果報告書」
(1998 年)